

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和6年6月28日(金) 午後3時から午後4時43分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
出席委員	【農業委員（出席15名、欠席4名）】 ・出席委員：1 番渡辺朗委員、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番恩田正平委員、5 番近藤栄樹委員、6 番松木秀夫委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番加藤政人委員、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番齋藤正機委員、17 番松澤正善委員、18 番松澤隆一委員 ・欠席委員：10 番猪又正巳委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員 【農地利用最適化推進委員（出席要請有、出席16名、欠席2名）】 ・出席委員：1 番杉倉正委員、2 番加藤保委員、3 番石塚明夫委員、4 番原仁志委員、5 番相澤厚夫委員、6 番齊藤嘉一委員、7 番猪又則雄委員、8 番池原栄一委員、9 番山岸寛幸委員、10 番田上浩和委員、11 番中村芳仁委員、13 番山本民男委員、14 番利根川保雄委員、15 番槁立力委員、16 番土澤健一委員、18 番小川博嗣委員 ・欠席委員：12 番池亀健一委員、17 番竹内富男委員 (以上、出席31名)
出席職員	農業委員会事務局 星野局長、井上次長、小島係長（書記）、小竹主任主査、伊藤主査、林主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	3 番 委員
	9 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのについて
No.8 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.42 1件

報告第3号 農地使用貸借契約の解約について
No.1 1件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3004～No.3006 3件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5003～No.5009 7件

議第3号 農用地利用集積計画案について
No.162～No.164 3件

議第4号 農用地利用集積等促進計画案について
No.3 1件

日程第4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
7月31日(水) 9時30分開会 市役所201・202会議室
- 2 農地パトロールについて
- 3 その他
 - ・7月10日「未来を語る営農座談会」13時～16時30分
 - ・集落戦略座談会（各集落協定）7月中旬から8月上旬
 - ・農地の貸借方法の変更（令和7年度から）について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、農業委員 10 番猪又正巳委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員と農地利用最適化推進委員 12 番池亀健一委員、17 番竹内富男委員の6名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。
議長	日程第 1＝議事録署名委員の指名について 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、3 番大島博委員、9 番加藤政人委員を指名いたします。
議長 林主査	日程第 2＝報告事項 <報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 8 番糸魚川地区、寺町 3 丁目地内の 2 筆 193 m²について、現況は宅地です。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	

議長	異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。 <報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
小竹主任主査	報告いたします。議案の2頁をご覧ください。 42番、糸魚川地区、横町4丁目の2筆1,034㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。
議長	以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第3号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第3号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。
小竹主任主査	報告いたします。議案の3項をご覧ください。 1番大野地区、大野地内の7筆5,643㎡については、労力不足のため、他の方に貸し付けるため、解約するものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上で報告事項を終了します。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。 日程第3＝付議事項
議長	<議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。

林主査	説明いたします。4 頁をご覧ください。 3004 番、大和川地区、大和川地内の 1 筆 1, 318 m²については、所有権移転売買です。地図 No. 1 をご覧ください。申請地は市道彦助線近くの場所です。譲渡人は耕作できないため、耕作を希望する譲受人に渡したいというものです。 3005 番、根知地区、和泉地内の 2 筆 3, 213 m²については、所有権移転売買です。地図 No. 2 をご覧ください。申請地は農道根知 12 号線沿いの場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。 3006 番、能生谷地区、平地内の 1 筆 316 m²について所有権移転贈与です。地図 No. 3 をご覧ください。申請地は市道北部 1 号線の近くの場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申請地を耕作している譲受人に譲り渡したいというものです。
議長 片山委員 林主査 議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 3004 番ですが、この場所は圃場整備田ですか。 この農地は、圃場整備により畑として整備されたものです。 他に意見等はありませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について> 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。
林主査	説明いたします。5 頁をご覧ください。 5003 番、5004 番については、関連となりますので一括して説明いたします。5003 番は以前に転用を受けた案件の事業計画変更承認申請となります。西海地区、平牛地内の 1 筆 271 m²については、平成 13 年 9 月に許可を受けた案件です。当初住宅を建築する予定でしたが建築できなかったため、今回譲受人に譲り渡したいというもので、5004 番は、住宅敷地の転用となっています。地図 No. 4 をご覧ください。

	申請地は市道古通2号線沿いの場所です。譲受人は住宅を新築したいというものです。 5005番、糸魚川地区一の宮2丁目地内の4筆2,013㎡については、宅地造成及び道路の転用です。地図No.5をご覧ください。申請地は、市道大排水路線沿いの場所です。譲受人は、宅地造成を行いたいというものです。 5006番、糸魚川地区一の宮4丁目地内の1筆168㎡については住宅敷地の転用です。地図No.6をご覧ください。申請地は、市道天神堂線沿いの場所です。譲受人は、住宅を新築したいというものです。 5007番、5008番については、関連となりますので一括して説明いたします。5007番は以前に転用を受けた案件の事業計画変更承認申請となります。寺島2丁目地内の1筆208㎡については、平成8年6月に許可を受けた案件です。当初住宅を建築する予定でしたが建築できなかったため、譲受人に譲り渡したいというものです。5008番は住宅敷地の転用となっています。地図No.7をご覧ください。申請地は市道大黒(たいこく)8号線沿いの場所です。譲受人は住宅を新築したいというものです。 5009番、青海地区、須沢地内の1筆261㎡については宅地造成の転用です。地図No.8をご覧ください。申請地は、県道姫川港青海線の近くの場所です。譲受人は、宅地造成を行いたいものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小竹主任主査	<議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、3件ございます。 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 7頁162番、糸魚川地区、横町4丁目地内の2筆1,034㎡について規模拡大となります。

小竹主任主査	163 番、大野地区、大野地内の 8 筆 6,674 m²について規模拡大となります。 164 番、能生谷地区、西飛山地内の 1 筆 2,231 m²について更新となります。
議長	以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小竹主任主査	＜議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について＞ 議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について説明を求めます。 説明いたします。議案の 8 項をご覧ください。 3 番、今井地区、西中地内の 7 筆 4,770 m²について、耕作者の変更を行うものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
小島係長 議長	日程第 4＝その他 1 次回農業委員会の日程について 7 月 31 日、水曜日、9 時 30 分から 市役所 201.202 会議室 2 その他 他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。

